

●香川県告示第130号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月26日

香川県知事 池田 豊 人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川県三豊市詫間町詫間2112番地140

サヌキ畜産フーズ株式会社 代表取締役 増田 浩

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市詫間町詫間2112番地140

サヌキ畜産フーズ株式会社

(3) 特定施設の種類の種類

変更なし

(4) 変更しようとする事項

排水口No. 3の廃止及び排水口No. 1への統合

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排出水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (mg/L)	(変更前) 2 (変更後) 19	(変更前) 5 (変更後) 28.2
	浮遊物質 (mg/L)	(変更前) 2 (変更後) 19	(変更前) 5 (変更後) 28.2
	窒素含有量 (mg/L)	(変更前) 1未満 (変更後) 40.7	(変更前) 1未満 (変更後) 69.7
	りん含有量 (mg/L)	(変更前) 1未満 (変更後) 1.0	(変更前) 1未満 (変更後) 1.9
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	(変更前) - (変更後) 2.8	(変更前) - (変更後) 4.6
	大腸菌数 (CFU/mL)	600	800
	排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前) 10 (変更後) 180	(変更前) 15 (変更後) 210

区 分		排 水 口 No. 8	
排出水の汚染	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	浮遊物質 (mg/L)	30	40
	窒素含有量 (mg/L)	10	30
	りん含有量 (mg/L)	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	3	5
	大腸菌数 (CFU/mL)	600	800
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)	32	47	

ほかに排水口が7か所（うち雨水専用6か所）ある。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和8年6月26日から同年7月17日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民環境部環境衛生課